

「郡山市産米の消費拡大の推進に関する条例」に基づく広域的販売促進事業業務委託
仕様書

1 業務目的

本業務は「郡山市産米の消費拡大の推進に関する条例」に基づき、郡山市産ブランド米「あさか舞」（以下「あさか舞」という）に係る首都圏における販促活動と、昨年度、新規に販路開拓した沖縄県内イオン系列全店での販促を推進するため、「あさか舞」の魅力を発信するプロモーション動画を制作、活用し、首都圏イベントや沖縄県内のイオン系列全店舗（48 店舗想定）において販促 PR 事業を実施することを目的とする。

2 業務内容

受注者は次の業務を実施するものとするため、全ての項目において、本業務の目的を踏まえ企画提案すること。

（1）「あさか舞」プロモーション動画の企画・制作

安全安心な郡山市の米づくりやその美味しさ等の魅力が伝わるプロモーション動画を企画し、制作する。この動画は、首都圏及び沖縄県の「あさか舞」売場及び販促活動等において放映するほか、本市に関わる各種物産展における放映、本市公式 Youtube や「お米の日」等の SNS においても配信を行うことを想定している。なお、企画及び制作に当たっては以下の内容及び付随業務を踏まえること。

ア 規格・仕様

（ア）形式：4K

（イ）フォーマット：MP4 もしくは MOV

（ウ）言語：日本語

（エ）活用想定：DVD 等での放映、本市公式 YouTube、SNS での発信

イ 成果品及び納期

成果品	納期
プロモーション動画 1 式 ※ 動画の尺（長さ）は企画提案とする。 ※ プロモーション動画のデータについては、首都圏で「あさか舞」を取り扱う米穀業者への提供、及び沖縄県内イオン系列全店舗（48 店舗想定）への提供を予定しており、提供する際の形式及び納品方法（電子あるいは DVD 等での納品等）は今後、相手先と協議する予定であることか	9 月中旬

ら、詳細は契約後、本市と協議の上決定することとする。

ウ その他、映像制作に付随する業務

- (ア) 企画に基づく情報収集、構成、台本、演出、製作調整、撮影、編集、CG 作成、MA(ナレーション、テロップ、BGM 等を含む)、その他映像制作に関わる全ての業務を含むものとする。
- (イ) 受注者は、本市と協議の上、構成台本・ナレーション原稿を作成し、それを基に撮影・編集を行い、成果品を本市に納品すること。
- (ウ) 編集に当たっては、原則として粗編集、本編集、ナレーション録音の各段階において本市の承諾を受けること。

(2) 首都圏における販促活動

本市が「こおりやま食のブランド推進協議会(※)」と連携し、神奈川県横浜市内において上記プロモーション動画を放映しながら「あさか舞」や「あさか舞」を使用したおにぎりを販売する「福島県郡山市物産展フェア」(以下「物産展」という)を開催するにあたり、受注者はそのために必要な以下(イ(ア)～(ウ))の業務を実施する。

※ 「こおりやま食のブランド推進協議会」

<https://www.city.koriyama.lg.jp/soshiki/112/39108.html>

ア 物産展概要

- (ア) イベント名称：福島県郡山市物産展フェア
- (イ) 日 程：令和7年9月25日(木)～26日(金)
- (ウ) 開催時間：11:00～18:00
- (エ) 活動場所：横浜市西区内に所在するビルのエントランス(屋内)
- (オ) 内 容：「あさか舞」を中心とした本市農産物及び加工品等の販売
- (カ) 広 さ：売場(商品陳列)面積は長机3本分

イ 以下内容を企画提案に盛り込むこと

- (ア) 物産展開催を告知するポスター、チラシ、放映画像のデータ制作及び印刷
- 本市は下記制作物①～③を活用し、8月25日(月)(物産展実施1か月前)より現地にて開催を事前告知するため、そのデータ制作と印刷を下記納期にて本市へ納品すること。

	制作物	データ制作	データ校正、校了期限	成果品(データ及び印刷物)、納期
①	A4 チラシ	首都圏購買者に向け、「あさか舞」を中心としてその他	校正2回程度 令和7年8月	PDF データ A4 片面カラー×

		出品物も合わせた魅力が訴求できる内容を、本市と協議の上、制作する。	15 日（金）まで	1,000 枚 令和 7 年 8 月 20 日（水）まで
②	ポスター	上記 A4 チラシの内容を基本として縦横比等を調整	校正 1 回程度 令和 7 年 8 月 15 日（金）	PDF データ B0 ポスター×1 枚 A1 ポスター×2 枚 令和 7 年 8 月 20 日（水）まで
③	ビジョン放映用データ	上記 A4 チラシの内容を基本として縦横比等を調整	校正 1 回程度 令和 7 年 8 月 20 日（水）	PNG データ （1,920×1,080） ×1 点 令和 7 年 8 月 20 日（水）まで

（イ） キャッシュレス決済端末のレンタル

イベント 2 日間使用可能なキャッシュレス決済端末（特に「PayPay」を必須とする）を準備すること。

※決済手数料等の詳細については、契約後、本市との協議の上、決定する。

（ウ） 販促備品の手配

プロモーション動画を放映するための機器一式及び「長机 8 台、丸椅子 8 台、案内スタンド 4 台、台車 2 台」を現地事業者からレンタルする等してイベント 2 日間使用できるよう手配すること。

（3） 沖縄県内イオンでの販促活動の実施

本市は令和 6 年度中に、震災後販路が途絶えていた沖縄県（イオン系列 48 店舗）へ、JA 福島さくら協力のもと、試験的に「あさか舞」の流通を開始したところである。令和 7 年度も沖縄県において流通を継続しさらに「あさか舞」の認知・ブランド価値向上や販促をはかるため、イオン系列全店（48 店舗想定）へプロモーション動画を提供する。またイオン那覇店においては、プロモーション動画を放映しながら炊き立てご飯の試食提供や「あさか舞」購入者への抽選会実施等を通じた販促活動を展開するため、受注者は以下の業務を実施する。

ア イオン那覇店での販促活動概要

（ア） 販促活動日程：令和 7 年 12 月初旬～令和 8 年 1 月下旬中（年末年始を除く）の

2日間 10:00～16:00

※期間中の金～土曜、連続した2日間で開催することを想定。

(詳細日程は、契約後、本市と株式会社イオンが協議の上、決定する。)

(イ) 旅行日程：上記の販促活動日程2日間を含む木～日曜日の3泊4日

(ウ) 活動場所：イオン那覇店（沖縄県那覇市金城5丁目10-2）

(エ) 内 容：「あさか舞」を中心としたその他市産品等を販売

(オ) 広 さ：5坪程度ある精米売場

(カ) 旅行スケジュール（予定）

月 日	地 域	内 容
1日目（木）	郡山駅→羽田空港 羽田空港→那覇空港	会場設営 (那覇泊)
2日目（金）	那覇市	・イオン那覇店での販促活動 ・メディアキャラバン 地元TV、ラジオ、新聞等 (那覇泊)
3日目（土）	那覇市	・イオン那覇店での販促活動 (那覇泊)
4日目（日）	那覇空港→羽田空港 羽田空港→郡山駅	

※上記スケジュールは目安であり、詳細な行程は契約後に本市と協議の上、決定する。

イ 以下内容を企画提案に盛り込むこと。

(ア) 上記スケジュールにおいて本市が想定する派遣職員5名の移動のチケット（新幹線幹線チケット、航空券）、ホテル、旅行保険、職員の現地メディアキャラバン時の移動（終日）手段を確保する。

①航空券はエコノミークラスで手配し、羽田空港の直行便の往復とすること。

燃油付加運賃・航空諸税も事業費に含めること。

②宿泊は「イオン那覇」の出展に利便性の高いホテルのシングルルーム（朝食付き）とする。なお、ホテル選定の理由（イオン那覇店とホテルとの移動時間）を明確に示すこと。

③緊急事態が起きた場合は、代替手段を速やかに手配すること。

(イ) 2日目及び3日目のイオン那覇店での販促活動における「あさか舞」売場店頭の装飾

イオン那覇店の担当者と調整の上、沖縄県民の嗜好を意識し「あさか舞」やそ

の他市産品等の魅力が訴求できる装飾をすること。必要に応じて開催会場の設営等ができる現地事業者を選定し、トラブルがないよう準備すること。特にイオン那覇店のルール等の認識合わせに留意し、装飾から撤去までの必要な管理を行うこと。

なお、イオン那覇店で長机等を無償で借りることができ、本市の所有するポスター、のぼりについても活用可能とする。

イベントの開催日の前日に、本市担当者が現場で設営・各種準備状況の確認を行うので手配すること。なおその際、受注者も立ち会うこと。

(ウ) 販促企画

① 沖縄県内イオン系列全店舗の「あさか舞」売場等でのプロモーション動画放映を想定し、イオン側と調整し動画提供を行うこと（放映にあたり機器等の調達が必要になった場合等は、本市と協議の上、詳細を決定する。）

② イオン那覇店の「あさか舞」売場店頭での販促企画を提案し実施すること。プロモーション動画の放映と、「あさか舞」炊き立てご飯の試食の実施、及び「あさか舞」購入者への抽選会の実施を必須とする。

現地イオン那覇店では、炊飯・試食提供が可能であり、また、本市の所有する法被等の活用を可能とする。

販促の実施にかかる備品及び抽選会景品の購入代等は、原則受注者負担とするが、詳細は本市と協議の上、決定する。

なお販促の実施にあたり、受注者は現場対応に必要な人員を市と協議の上、売場に常駐させることとし、本市からは派遣職員が協力するものとする。

(エ) イオン那覇店での必要な販促品の購入や販促商品の往復搬送

運送経費は、受注者の負担とする。

販促商品等輸送は、宅急便 160 サイズ 10～15 箱程度を見込むこと。

(4) YouTube 等を活用したプロモーション動画の広告配信等

本市は 2（1）にて制作したプロモーション動画の閲覧数が増えるよう、本市の公式 YouTube を活用した動画配信を行う。受注者は本市と協議の上、デジタル広告を実施し、提案上限価格の範囲内でそのデジタル広告料を提案すること。

ア 広告配信時期

10 月～12 月を予定

イ その他

その他「お米の日」SNS 等での動画配信等も予定しているため、広告で効果的だと思われるものについては、提案上限価格の範囲内で追加提案することを可能とする。

- (5) 本市との協議及び業務遂行上必要な進行管理・連絡調整業務、ほか本業務の遂行に必要なこと

3 企画提案業務

上記(1)～(5)のほか、本業務に価値を付加するもの等、提案上限価格の範囲内で本業務の目的に沿う実施可能な企画を提案することを可能とする。

4 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

5 提出書類

受注者は委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を本市の指定する日までに提出しなければならない。

- (1) 委託業務着手届（紙媒体）
- (2) 委託業務完了届（紙媒体）
- (3) 実績報告書（紙媒体及び電子媒体）
- (4) その他本市が必要と認める書類

6 施行場所

本市が指定する場所

7 担当課

郡山市農商工部園芸畜産振興課

8 業務実施に当たっての留意事項

- (1) 業務全体を管理・統括する業務責任者を置くこと。本市との連絡は原則として、この業務責任者を通して行うものとする。
- (2) 本業務に関する打合せ協議を必要に応じて随時行うものとする。なお、打合せ協議に要する移動等の経費については、全て受注者の負担とする。
- (3) 本業務の全部又は一部を第三者に請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ本市の承諾を得た場合はこの限りでない。
- (4) 本業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、または本業務以外の目的に使用してはならない。本業務終了後においても同様とする。
- (5) 本業務において受注者が取り扱う個人情報については、本市の保有する個人情報として、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び郡山市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年郡山市条例第31号）等の適用を受けることに留意し、

その適切な管理のために、必要な措置を講じること。

(6) 受注者は、本業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により本市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(7) 受注者は、本業務の履行に当たり、受注者の行為が原因でその他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。

(8) 事業実施に当たっては関係法令を遵守し、必要な手続き等を遅滞なく行うこと。

(例：試食提供実施に係る保健所への事前届出、景品法に則した購入者プレゼントの企画、実施等)

9 協議

本仕様書に定めのないものについては、双方協議の上決定する。